



接続約款変更認可申請書

東相制第16-00018号  
平成28年5月18日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,009円	_____
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,233円	_____

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	286,667円	_____

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,412円	_____
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,129円	_____

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	266,250円	_____

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	84,997円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	112,954円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	133,284円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	149,965円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	164,325円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	177,359円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	188,734円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	199,446円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	209,495円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	218,549円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,850円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	343,916円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	387,364円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	424,844円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	458,343円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	488,858円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	516,720円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	542,924円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	567,470円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	759,867円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	903,182円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,021,956円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,125,808円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,218,715円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,304,327円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,383,306円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,457,642円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,527,667円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	171,332円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	227,658円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	268,605円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	302,197円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	331,108円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	357,345円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	380,239円

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	68,662円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	91,328円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	107,806円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	121,057円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	132,693円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	142,985円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	152,200円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	160,878円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	168,749円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	176,081円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,076円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	276,470円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	311,332円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	341,351円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	368,143円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	392,515円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	415,003円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	435,608円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	455,137円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	608,468円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	721,988円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	816,141円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	898,189円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	971,898円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,039,152円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,295円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,159,672円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,214,821円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	157,594円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	209,622円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	247,450円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	277,870円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	304,586円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	328,216円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	349,375円

	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	401,795 円
	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	422,015 円
	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	440,228 円
	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	585,585 円
	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	692,162 円
	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	779,348 円
	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	854,498 円
	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	921,625 円
	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	982,734 円
	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,038,494 円
	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,090,910 円
	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,139,984 円
	2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,523,736 円
	3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,808,529 円
	4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,043,843 円
	5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,249,068 円
	6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,432,228 円
	7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,600,678 円
	8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,755,755 円
	9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,901,471 円
	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,038,495 円

2-7 (略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	ア (略)	(略)	活用品 PHS 事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用 I P 通信網サービスとの契約者との同一の接続形態により接続する場合	1 案内ごとに	154 円	

	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	369,301 円
	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	387,374 円
	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	404,212 円
	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	537,408 円
	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	634,797 円
	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	714,900 円
	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	783,892 円
	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	845,475 円
	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	901,501 円
	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	953,207 円
	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,000,591 円
	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,045,505 円
	2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,398,344 円
	3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,659,814 円
	4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,876,836 円
	5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,066,076 円
	6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,236,179 円
	7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,391,465 円
	8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,535,022 円
	9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,669,936 円
	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,797,442 円

2-7 (略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	ア (略)	(略)	活用品 PHS 事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用 I P 通信網サービスとの契約者との同一の接続形態により接続する場合	1 案内ごとに	198 円	

2-9 ~ 2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,367,879円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	5,250,000円	_____
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.94964円	_____
		1秒ごとに	0.0082418円	_____

2-9 ~ 2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,163,278円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	4,312,500円	_____
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.88860円	_____
		1秒ごとに	0.0061811円	_____

附 則

この改正規定は、認可後速やかに実施し、平成28年4月1日に遡及して適用します。